

令和5(2023)年人事院勧告について

- 2023年8月7日に本年の人事院勧告がなされました。勧告の内容は以下のとおりです。
- 本市の対応については、国の給与関係閣僚会議における人勧取扱いの結論や10月上旬に予定されている福島県人事委員会勧告の内容、福島県、他市の対応状況を踏まえ、検討いたします。

1 給与勧告の骨子

(1) 給与改定の内容と考え方 [実施時期:2023年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定

[内訳:俸給 3,431円はね返し分(※) 438円] ※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円]
 - ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定

ボーナス

福島県及び本市の年間支給月数は国よりも、勤勉手当が0.05月分少ない月数となっている。

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間 4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
2023年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
2024年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

(2) 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額 3,000 円
- ・2024年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

(3) 非常勤職員の給与

- ・本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。
- ・指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

< 会計年度任用職員に係る総務省通知 >

- ・(給与改定の際の遡及適用)常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて(令和5年5月2日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知)
⇒ **会計年度任用職員の給与についても、本年4月1日に遡及して改定し、改定差額を支給するよう要請**
- ・(勤勉手当の支給)地方自治法の一部を改正する法律(会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係)の運用について(令和5年6月9日付け総務省自治行政局公務員部長通知)
⇒ **国の非常勤職員との均衡を踏まえ、2024年度から、会計年度任用職員へ勤勉手当を適切に支給するよう助言** (「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を改訂)

2 勤務時間に関する勧告の骨子

概要

一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定する(週休3日とする)ことを可能にする。(育児介護等職員に認められている措置を一般の職員へ拡大。)

施行日

2025年4月1日